

<ご意見シート（一覧）>

| 項目番 | 審議対象<br>部会名 | 対象<br>(構想/計画) | ページ     | 枝項                 | 委員ご意見   | 提案理由  |
|-----|-------------|---------------|---------|--------------------|---|---|
| 1   | 全般          | 基本構想          | p.4     | (幸せ成長都市)           | 本文 8 行目<br>経済・社会・環境経済・社会・環境・～の調和を取りながら ～に「文化」追文   | 1. 八尾市の将来を表す単元に八尾の文化を大事にするという文言がありません。 生活習慣、子どもたちが肌で感じるふるさとという感覚、そのものが八尾の持つ文化だと思います。  |
| 2   | 全般          | 基本計画          | p.16    | ○SDGsとは            | SDGsの関連の抑えの視点が狭すぎるので、施策の中に子ども参加や子どもの権利が埋もれてしまう。   | 1 SDGs 1・子どもの貧困やそこにつながってSDGs 2・飢餓を 0 には、結構関わってくると思います。SDGs 5・ジェンダー平等の視点はあらゆる施策に必要だと思います。  |
| 3   | 全般          | 基本計画          | p.17    | (1) 実践の方針          | ①対話するための開かれた場を大切にする の 4 行目について<br>新たな考え方や価値 ⇒ 新たな考え方や価値観をしていただきたい。  |   |
| 4   | 第 1 部会      | 基本計画          | p.21-24 | 施策 1 ～施策 4         | 「次世代育成」のカテゴリーで、「シングルマザー（ファーザー）」に対する対策が盛り込まれていないことが気になります。<br>実態、実数を把握していないのですが、シングルの親が十分な労働力として働く環境づくりが重要と感じます。   |   |
| 5   | 第 1 部会      | 基本計画          | P.21    | 施策1 切れ目のない子育て支援の推進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・タイトルを「切れ目のない子育て支援の推進① 妊娠・出産・乳幼児期支援の充実」に変更する。</li> <li>・男性の子育て支援の環境整備を追加する。</li> <li>・ひとり親家庭支援、若年親家庭支援、多胎児家庭支援を追加する。</li> <li>・リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する教育、子育てに関する教育を発達段階に応じて継続的に行う機会を提供することを追加する。</li> <li>・めざす暮らしの姿「相談できるところがあります」 → 相談できるところがありニーズに応じた支援を受けることができています、に変更。</li> <li>・現状と課題「児童虐待防止」に、貧困対策の視点を追加する。</li> <li>・基本方針①「相談体制の整備」 → 利用しやすい相談体制の整備、に変更。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>■施策 1 で想定されている子育て時期が限定的であり、また「母子」のみを想定している。「妊娠婦」「特定妊婦」「母子保健」など。</li> <li>■政府は企業に対策を義務付けて男性の育休義務化を議論し始めているが、妊娠段階から育児に関する情報やスキルを学ぶ機会を提供される女性に比べて、男性への支援は希薄。男性が育児の悩みを相談できる場所も地域にない。政府の対策は、企業対策や職場の課題対応に限られており、家庭や地域における対応は議論されていない。育児における男性への情報提供、支援プログラム、居場所づくりなどが必要。</li> <li>■孤立しがちなひとり親家庭、若年親家庭に早期の段階から支援につなぐことが必要。女性も男性も、ひとり親も若年親も、多胎児家庭も、子育てがしやすくニーズに応じた子育て支援が得られるまちは「住み続けられるまちづくり」につながる。</li> <li>■来年度から厚生労働省で、多胎妊娠婦、多胎児家庭への支援が始まる。</li> <li>■子どもの発達段階に応じた教育が重要。</li> <li>■児童虐待の背景にある親の孤立、労働、貧困、不安、多胎児育児といった親支援が必要。</li> </ul> |

| 項目番 | 審議対象<br>部会名 | 対象<br>(構想/計画) | ページ  | 枝項                 | 委員ご意見   | 提案理由   |
|-----|-------------|---------------|------|--------------------|---|--|
| 6   | 第1部会        | 基本計画          | p.21 | 施策1 切れ目のない子育て支援の推進 | <p>・掲載している「子育て」が、妊娠～出産～乳幼児育児を想定して書かれている。切れ目のない子育て支援であるならば、学童期や思春期への支援についても分かるように記載が必要。また、ひとり親家庭への支援や、子育てを女性だけに担わせない環境意識改革も必要。</p> <p>・基本方針① 2行目「相談体制の整備を進めます」とあるが、その前に「相談しやすい」という文言を追加してはどうか。</p> <p>・めざす暮らしの姿 ②相談できるところがあります。→相談できるところがあり、適切に対応・支援がなされています。</p> <p>・関連するSDG s の目標が3, 4の2項目では少ないと思います。</p> <p>・基本方針 育児等の負担が大きく孤立しやすい多胎妊娠婦や多胎育児家庭を支援する項目を追加してはどうか。</p> <p>・「妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援」「妊娠・出産を望むすべての人」と表記がありこの対象は、妊娠出産を望むおとなであって、妊娠前からの支援と理解しました。その対象に、子どもも入れるのはどうどうか。</p> <p>・妊娠・出産・子育てについての知識の提供。性教育、小さな子ども(赤ちゃん)と接する講座などの実施。義務教育期間内に、発達に応じて、継続的に行う。</p> | <p>1、相談する場所は多くあるが、利用しやすくするために工夫が必要と考えたため</p> <p>2、相談した先のイメージを。すべての子どもの子どもとしての権利が守られ、→「子どもの権利条約の理念に基づき、すべての子どもの権利が守られ、」</p> <p>3、SDG s の目標は、「誰一人取り残されない」が理念です。そのことを踏まえると</p> <p>① 親の労働や貧困の問題が、児童虐待に深く結びついているといわれています。児童虐待を未然に防ぐためにも、貧困対策が子育て支援に欠かせない項目であると思います。</p> <p>② 子育てには、母親だけでなく父親も育児の当事者です。男性も当たり前に育児をする流れに向かっています。10年先を見据えるならば、子育て支援にジェンダー平等の視点を意識することが大切だと思います。</p> <p>③ 子育てしやすいまちは、住み続けられるまちづくりにつながります。</p> <p>4、来年度より厚生労働省で、新しく多胎妊娠婦への経験者による相談支援、育児センター派遣等の予算が組まれている。厚生労働省の児童虐待防止対策の総合的・抜本的な強化の中の児童虐待の発生予防・早期発見の中に孤立しやすく、産前・産後で育児等の負担が大きい多胎妊娠婦を支援するため、多胎児の育児経験者による相談支援、育児センターの派遣等による日常育児に関する介助、外出補助等の支援を行う。とある。1人でも最初の授乳は大変なのに、2人、3人となると、睡眠不足になることは、言うまでもない。1人では把握できる授乳やおむつ替えも、誰に授乳したか、誰が排便をしたかを覚えていられないでの、メモは不可欠とされている。最近では、アプリもあるようだが、多胎用ではない。その上、虐待のリスクが高いと周りから思われているのでは、という不安がある母親もいる。また、初めての妊娠が多胎とは限らない。平成29年度の多胎児の出産人数は、八尾市は、大阪府内で8位。人口にしては、多い。また、その中には、みつごもいる。周りの想像力も足りず、理解も得にくく、支援者の勉強も必要。金銭面でも、オムツや、ミルクも、1人とは違い、倍、3倍必要で、いくらかでも助成してほしいという声もある。現状、八尾市には多胎妊娠婦への支援がない。不妊治療が増え多胎妊娠が増えてくるだろうと言われている為、是非、取り組んで欲しいと考えたため。</p> <p>5、[[提案【提案理由】]]晩婚化、高齢出産の流れもあるが、虐待のリスクが高いのは、若年での妊娠出産子育て、それに伴う貧困であり支援と虐待防止の観点から考えると、子どものころからの支援が必要だと考える。</p> <p>6、児童虐待防止の観点からも、男女共に性について、子育てスキルについて学ぶことの必要性がある。また、虐待リスクの高い子どもは、義務教育以後、行政に関わることが難しくなる傾向があるので、義務教育機関内で実施されることが重要である</p> |
| 7   | 第1部会        | 基本計画          | P.22 | 施策2 就学前教育・保育の充実    | <p>・タイトルを「切れ目のない子育て支援の推進② 就学前教育・保育の充実」に変更する。</p> <p>・保育士の労働条件・労働環境の改善、の追加。</p> <p>・多様化する教育・保育ニーズへの対応として、保護者がニーズを相談できる体制・機関の整備、の追加。</p>  | <p>■質の高い就学前教育・保育の提供には、保育士の労働条件・労働環境の改善、保育士の就労環境におけるジェンダー平等の視点、ディーセントワークの視点は不可欠である。</p> <p>■「女性の就労増加等により急増する保育ニーズ」への対応は、受入体制の整備だけが課題でなく、ニーズを相談できる体制や機関が不足していることも課題である。</p>  |

| 項目番 | 審議対象<br>部会名 | 対象<br>(構想/計画) | ページ  | 枝項               | 委員ご意見   | 提案理由   |
|-----|-------------|---------------|------|------------------|---|--|
| 8   | 第1部会        | 基本計画          | p.22 | 施策2 就学前教育・保育の充実  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針の中で、質の高い就学前教育・保育を提供できるよう、保育士の労働環境の改善に取り組むことも必要ではないか。</li> <li>・就学前教育・保育の充実 めざす暮らしの姿・「公立・私立にかかわらず、」質の高いを入れる。</li> <li>・基本方針④に「合理的配慮」への理解が進み、充実することの実現が欠かせない事を明記。</li> <li>・関連するSDG s の目標に5・8も必要。</li> <li>・SDG s の目標は、「誰一人取り残さない」が理念です。そのことを踏まえる。</li> <li>・保護者のニーズや困りごとを相談する機関の設置。</li> </ul>   | <p>1、公立・私立で、タブルスタンダードにならないように、目指している。</p> <p>2、障がい者差別解消の「合理的配慮」の考え方を推進するためにも。</p> <p>3、1、どの子も生き生きと就学全教育・保育の場で過ごす中で個性を尊重され、健やかに育つためにはジェンダー平等の取り組みは欠かせません。雇用される保育教諭においても、就労環境にジェンダー平等の視点は欠かせません。2、保護者の仕事と家庭を両立できる環境の整備にはティーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の推進の取り組みが必要です。社会的に弱い立場にある人を誰一人残さない施策となることが必要。その他の施策でもSDG s 目標を包括的に検討する必要がある。</p> <p>4、地域の子育て支援拠点から離れ就労で保育を利用している保護者にとって園での困りごとや園へのニーズ、子育ての不安などを話せる機関がない。園への困りごとがあったとしても、数年後に卒園することを考えると子供を我慢させて、泣き寝入りをしてでも言わないでおこうと考えることも多い。</p> |
| 9   | 第1部会        | 基本計画          | P.23 | 施策3 子どもの学びと育ちの充実 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・タイトルを「切れ目のない子育て支援の推進③ 子どもの学びと育ちの充実」に変更する。</li> <li>・「めざす暮らしの姿」子ども自身が自身の権利を学習し自覚とともに、子どもが意見表明できる権利を発揮する環境をつくることを明記する。</li> <li>・「めざす暮らしの姿」子どもが主体的に意見を表明し社会に参画する機会と場が保障され、その力を育むことで、結果としてそれがまちの発展に寄与するものである、という発想に変える。</li> <li>・基本方針に、子どもの主体性、社会参画、権利の視点を明確に記述する。</li> <li>・基本方針①教職員の労働条件・労働環境の改善を追加。</li> <li>・基本方針③「重篤化を」 → 削除</li> <li>・基本方針③子どもが安心して相談できる体制・環境づくりの追加。</li> <li>・基本方針④小学校教育と中学校教育の連携と接続、の追加。</li> <li>・基本方針⑤子どものニーズ、を追加。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>■他者の尊重、自立性、自尊感情、主体性、社会参画といった機会と場を保障することが求められる。</li> <li>■子どもが安心して相談できる環境づくりとともに、子ども自身が自他の権利を学び、権利を行使できる力を育むための人権教育が重要である。</li> <li>■「めざす暮らしの姿」には、「主体的に社会の形成に参画し」とあるが、そのための取り組み方針が記載されていない。</li> <li>■重篤化になるケースだけが問題ではない。</li> <li>■子どもが主体的に社会参画しまちの発展に寄与する、といふめざす暮らしの姿のためにはまず、子どもが学び育つ学校で、子どもが主体的に参画し、意見やニーズを表明できる場をつくる、学校をそした場にする必要がある。</li> </ul>   |
| 10  | 第1部会        | 基本計画          | p.23 | 施策3 子どもの学びと育ちの充実 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・めざす暮らしの姿の中に「主体的に社会の形成に参画し」とあるが、基本計画の中に、子どもの主体性が明記されていない。子どもが参画しやすい取組みを明記することも必要。また、基本方針の③に、いじめの「重篤化を未然に防ぐ」と記載されているが、いじめはどんな場合でも未然に防ぐ体制が必要である。子どもの自己肯定感を高め、いじめが発覚した場合は、いじめを隠蔽するのではなく、子どもが安心して相談できる環境づくりをしていく必要がある。④の「就学前教育と小学校が互いに理解を深め」とあるが、小中一貫教育を推進しているのだから、中学校も明記したほうが分かりやすいのでは。</li> <li>・めざす暮らしの姿の文言で、子どもが地域社会全体で見守られ、健やかに育っています。→子どもが子ども自身の意見を表明する場があり、子ども自身も社会に参画し、さらに地域社会全体に見守られ、健やかに育っています。</li> <li>・めざす暮らしの姿 住み続けたい良質なまちづくりに、学校、教育は欠かせません。 小規模校、特任校を生かした教育とまちづくりを生かした地域に活性化の文言の追記</li> <li>・めざす暮らしの姿 「その発展に寄与しようとする子どもが育っています。」は削除して、まちづくりへの子どもの参画が、結果としてまちの発展に寄与するのだと思います。→「子どもの主体的な参加の保障がなされ、子どもの社会参画がまちの発展に寄与しています。」</li> <li>・基本方針①資質向上のところに、「負担軽減など働きやすい環境づくり」追加</li> <li>・基本方針③心の教育を「人権教育」に置き換える。</li> <li>・基本方針⑤「子ども」（追加）・地域・保護者のニーズを反映</li> <li>・基本方針⑤の「地域や保護者のニーズを反映した開かれた学校づくり」とあるが、「子ども」も追加してはどうか。</li> <li>・基本方針⑤地域や保護者のニーズに、[子ども]を入れる。</li> </ul> | <p>1、いじめの重篤化だけに焦点化するのではなく、予知・予防の視点が必要。小中一貫校を前面に出した人権教育の推進が必要。</p> <p>2、大人に意見を言い、納得のできるやり取りのある中、それが自然とできる社会が市民として力が蓄えられ行く学びの場となるわけで、ただ、見守られているだけではその力は育めないからです。</p> <p>3、小規模校、特任校を生かした教育とまちづくりを生かした地域に活性化は必要不可欠</p> <p>4、学校は子ども達が、学び育つ環境であるのだから、子ども達が主体的に関われるような環境にするためにも、子ども達の意見やニーズを主体として考える必要がある。</p> <p>5、子どものことに子どもの声がなく決まって行くことは危険だと思うから</p>  |

| 項目番 | 審議対象<br>部会名 | 対象<br>(構想/計画) | ページ  | 枝項                    | 委員ご意見   | 提案理由  |
|-----|-------------|---------------|------|-----------------------|---|---|
| 11  | 第1部会        | 基本計画          | P.24 | 施策4 子ども・若者の健全育成と支援の推進 | ・子どもや若者がニーズを相談できる体制・環境づくり、子どもや若者のニーズを支援につなげるしくみづくり、子どもや若者の実態調査・分析など、具体的な「現状と課題」「基本方針」が必要。   | ■学校とつながっていない若者への支援計画がまったく見えてこない。<br>■「困難を有する」とくに若者の現状と課題がまったく見えてこない。  |
| 12  | 第1部会        | 基本計画          | p.24 | 施策4 子ども・若者の健全育成と支援の推進 | ・若者とは何歳を想定して作られているのか。「若者は39歳まで」と聞いているが、一概に「若者」で一括りの支援では分かりにくい。<br>・めざす暮らしの姿 ・多様で身近な相談機関に、子どもや若者が自らアクセスできる仕組みや体制が整っています。の追加。<br>・現状と課題 「実態を把握し、現状に合う支援体制のあり方の確立（追加）<br>・基本方針 もう少し具体的に。相談からの個別救済につながるメニューの充実や、より早期に支援が届く仕組みの整備など。   | 1、若年へのアプローチをするにあたり、30歳までと39歳までとか区分することにより、より相談支援が充実するため。<br>2、多様な相談機関の充実を図るため<br>3、課題に対応した具体的な施策方針が必要   |
| 13  | 第1部会        | 基本計画          | P.25 | 施策5 やおプロモーションの推進      | ・子育て・教育を追加。   | ■若い世代の転入には、子育て環境、教育環境のイメージ向上、魅力発信が不可欠である。   |
| 14  | 第2部会        | 基本計画          | p.27 | 施策7 みどり豊かな潤いのある暮らし    | 森林環境譲与税による里山保全・森林整備の実施と、そのための人材育成（担い手確保）や生物多様性と里山保全の啓発を基本方針に加えるか、もしくはその考え方・意向を明確にしてほしい。   | 1. 里山保全・森林整備を行う団体・活動はありますが、個人の思い・有志によるボランティア精神で成り立っている面があり、組織的に人材育成が現場でもできるように、森林環境譲与税を有効に活用してほしい。<br>2. 施策No.6のように、古墳の保全（特に山林にある所）にも森林環境譲与税を活かしてほしい。<br>3. 上記の整備や保全に携わる方には、何らかの補償（交通費・謝金又は人件費）をして実費分もしくはそれ以上を保障し、持続可能な取り組みになってほしい。   |
| 15  | 第3部会        | 基本計画          | p.28 | 施策8 文化芸術の振興           | 外国にルーツも持つ人が多く生活しているので、外国の文化芸術も共に育み、子どもが自分の自尊感情を高め、ルーツに関係なく互いに認め合うまちづくりに。  | 1. 本市には外国人市民や外国にルーツも持つ人が多く生活している、   |
| 16  | 第2部会        | 基本計画          | P.30 | 施策10 就労支援と雇用機会の創出     | ・地域就労支援の取り組みを盛り込む。<br>・パーソナルサポートセンターの取り組みを盛り込む。<br>・「女性、高齢者、若者、外国人市民、障害者等…」「性、年齢、国籍や民族、障害の有無等に関わらず…」といった文言の追加。<br>・必要な人に必要な情報が届くような相談体制、情報発信、啓発機会の工夫や整備、の追加。<br>・企業における啓発、環境整備、支援体制、の追加。<br>・未就労者、不安定就労者、若者への、多様な就労体験・職場体験、教育・訓練・研修、の追加<br>・就労実現に向けた個別的、包括的、継続的な支援、の追加。 | ■関連計画には、地域就労支援基本計画があるが基本方針には出てこない。八尾市における地域就労支援の取り組みは全国的にも先駆的かつ有名であり、なぜそれを全面的に押し出さないのか理解できない。<br>■パーソナルサポートセンターの取り組み（相談者の意向に沿いながら自信と希望の回復を培う相談、自分を大切にする気持ちとやる気を引き出す寄り添い支援、就労実現へのなだらかな階段を昇っていく訓練プログラム作り、職場体験・職場実習を通じた就労支援、課題を抱える人々が支えあい、育みあう社会的居場所づくり）は重要。<br>■障害や特性のある若年層、不登校やひきこもりの経験者にとって、一般就労を想定した就労支援ではない多様な働き方の提供と支援が必要。 |

| 項目番号 | 審議対象部会名 | 対象(構想/計画) | ページ  | 枝項                        | 委員ご意見  | 提案理由   |
|------|---------|-----------|------|---------------------------|--|--|
| 17   | 第2部会    | 基本計画      | p.30 | 施策10 就労支援と雇用機会の創出         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針の③「誰もが」の前に、具体的にイメージしやすいよう、「女性や外国人、障がいの有無や年齢に関わらず、誰もが働きやすい…」と足してはどうか。また、必要な人に必要な情報が届くよう、相談機関の啓発や明確化も足してほしい。</li> <li>・就労支援と雇用機会の創出 「誰もが働きやすい環境づくり」の5行目… 間口を広げる必要があります。という表現を、「障がいの理解と、障がい特性に合った環境・支援体制づくりをする必要があります」と変えた方がいいと思います。</li> <li>・基本指針 外国人に平等な雇用環境機会を保障します。</li> <li>・基本方針に追加④一般就労がうまくいかない若年者を中心に多様な働き方を提供し、支援していきます。</li> </ul> | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 支援の対象を明確にする。</li> <li>2. 障がい者の雇用を増やすには、雇用する側にも障がい者理解・支援の体制が必要ですが、それがなかなか進んでいない現状があるように感じています。</li> <li>3. 安い人材と劣悪な労働環境でも外国人ならいいとなつてはいけないため</li> <li>4. 発達障がいや障がいのボーダーの若年者が職場にうまく適応せず、ひきこもりなどの現象がおきているため</li> </ol>   |
| 18   | 第2部会    | 基本計画      | p.30 | 施策10 就労支援と雇用機会の創出         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・①働く意欲・希望のあるすべての市民に対し、就労実現に向けた（次の文を挿入→個別的、包括的、継続的な）支援を行います。</li> <li>・追加①<br/>未就労者、不安定就労者が就職に近づけるよう、多様な就労体験、訓練・研修の場づくりをすすめる。</li> </ul>   | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 現状と課題で就労困難者の課題に触れている通り、長期未就労、ひきこもり傾向にある人の就労は難しい現実があります。そのような人たちも含めた支援のあり方として一步踏み込んだ支援策として個別的、包括的、継続的な支援を盛り込むべきではないか。</li> <li>2. 上記提案理由同様、さらに具体的な方策として追加すべき。</li> <li>3. 上記同様に、就労困難者については、早い段階から本人自身が特性を理解し、自分に適した仕事について考えることが重要であるため。</li> <li>4. 基本方針は、事業者側への方策に偏っている感があります。働く側、とりわけ困難を要する、いわゆる八尾市地域就労支援計画の対象となる人への支援の視点として、明記する必要があると考えます。</li> </ol> |
| 19   | 第2部会    | 基本計画      | P.32 | 施策12 住みたい・住み続けたい良質な住まいづくり | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親世帯、単身高齢者、単身若年者、非正規労働者、外国人市民、障害者などが経験している入居差別の実態解消と、居住権を保障する取り組み、について追加。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>■入居差別が蔓延し居住権が侵害されている実態を把握するところから始める必要がある。</li> <li>■家族の多様化や労働環境の不安定化を原因として、住宅確保が困難であるという課題が顕在化している。居住権の確保が当事者の自立、主体的な社会参加、コミュニティの活性化につながると考えられる。</li> </ul>   |
| 20   | 第2部会    | 基本計画      | p.32 | 施策12 住みたい・住み続けたい良質な住まいづくり | <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針① また、外国人、障がい者などの入居差別なくす取り組みを進めます。 を追加</li> <li>・めざす暮らしの姿に、多様な年代層が住み地域活動に参加している。</li> </ul>   | <ol style="list-style-type: none"> <li>1、入居差別差別の解消のため</li> <li>2、現状と課題、「市営住宅」入居者の高齢・少子化が著しく進んでいる大規模市営住宅校舎があり、生活支援を含めたまちづくりを行う必要がある。</li> <li>3、多様な住宅供給のあり方や多様な入居のあり方を推進し、コミュニティー豊かなまちづくりを推進する。</li> </ol>  |
| 21   | 第2部会    | 基本計画      | P.33 | 施策13 快適な交通ネットワークの充実       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・移動困難者として、車いすユーザーや視覚障害者、聴覚障害者、子育て世代に対する視点を追加。</li> <li>・基本方針に、移動困難者への取り組みを追加。</li> <li>・子どもの安全確保を追加。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>■移動に困難を抱える人は高齢者だけではない。</li> <li>■通学路の危険性。</li> </ul>  |
| 22   | 第2部会    | 基本計画      | p.33 | 施策13 快適な交通ネットワークの充実       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・移動困難者は、車椅子などの障がいがある人や、ベビーカーを使う子育て世代などもいる。現状と課題に、高齢者だけでなく、幅広い視野をもって記載してほしい。</li> <li>・快適な交通ネットワークの充実 現状と課題「公共交通」に下記項目を追加してほしいです。<br/>①鉄道駅の無人化が加速し、障がい者、高齢者等支援を必要とする人の移動が不便になっています。</li> <li>・現状と課題[交通安全]通学路の安全の確保ができていないを足して欲しいです</li> </ul>  | <ol style="list-style-type: none"> <li>1、移動困難者を高齢者だけに限定しない。</li> <li>2、例：駅のバリアフリー化は進んだのですが、乗降等にはまだ人手による介助が必要なのにも関わらず、ＪＲ志紀駅・近鉄久宝寺口駅・恩智駅などで無人化が進み、わざわざ他駅から駅員に来てもらうまで待たねばならない等、不便になっています。3、スクールゾーンに特定されていない通学路の交通量が多く危険と感じるため</li> </ol>  |

| 項目番 | 審議対象<br>部会名 | 対象<br>(構想/計画) | ページ  | 枝項                        | 委員ご意見   | 提案理由  |
|-----|-------------|---------------|------|---------------------------|---|---|
| 23  | 第2部会        | 基本計画          | p.35 | 施策15 都市基盤施設の整備と維持         | 基本方針の④、小規模公園の再編・再整備あるが、子どもが安心してボール遊びができる公園や高齢者の憩いの公園など、目的に合わせた再編・再整備する必要がある   | 1、子どもが安心してボール遊びができる公園や高齢者の憩いの公園など、目的に合わせた再編・再整備する必要がある  |
| 24  | 第1部会        | 基本計画          | P.37 | 施策17 防災・防犯・緊急事態対応力の向上     | ・単身高齢者、障害者、要介護高齢者、外国人市民の避難時における個別支援計画の作成と実行を追加。<br>・女性やセクシュアルマイノリティに対する避難所における支援の配慮の追加。   | ■上記は、災害時ののみならず地域生活における日常的な個別支援、個別配慮の必要性が求められるものである。支援体制がないために被る避難所での困難事例、避難したくてもできない実態などが明らかにされている。   |
| 25  | 第1部会        | 基本計画          | p.37 | 施策17 防災・防犯・緊急事態対応力の向上     | ・現状と課題「防災」に追加<br>①独居、それに準ずる障がい者や要介護高齢者の避難時における個別支援計画の作成と実行が必要。<br>・また、緊急事態にはデマ等の混乱が予想され、外国人、障がい者、など攻撃や排除の対象になりやすいひとたちへの対応を図ります。 | 1、昨今の大規模な水害等、自然災害によって犠牲になった人の中に、障がい者や高齢者がたくさんいました。避難所で、支援体制がないことを提案理由に受け入れを断られた事例や、避難勧告が出た際にヘルパー等の介助者も自分や家族の避難をせねばならず、近所に介助者が確保できず避難したくてもできない事例もきいています。基本方針に追加<br>2、災害などの混乱時に外国人などをターゲットにデマや暴力が起きないようにするため                          |
| 26  | 第1部会        | 基本計画          | P.38 | 施策18 消防力の強化               | ・関連機関との連携を追加  | ■施策17と関連して、災害時に迅速かつ個別具体的な対応と支援ができるよう、日頃から、地域の学校・施設・支援センター等関連機関との連携が求められる。   |
| 27  | 第1部会        | 基本計画          | p.38 | 施策18 消防力の強化               | 基本方針に、災害時に迅速に対応できるよう、日頃から地域の学校・子どもの施設・障がい者施設・高齢者施設など、関連施設との連携することが必要。   | 1、日頃の連携がいざという時に必ず役立つ。   |
| 28  | 第1部会        | 基本計画          | P.39 | 施策19 疾病予防と健康づくりの推進        | ・「基本方針」子育て世代、若者が保健サービス／地域医療を受けられるような取り組み、保健サービス受給率／医療機関受診率の向上を追加。   | ■世代別、世帯別など、ニーズに応じた保健サービス／地域医療提供、保健サービス／地域医療の周知徹底、保健サービス／地域医療へのアクセス向上が求められる。<br>■安心して出産できる医療機関が不足している。   |
| 29  | 第1部会        | 基本計画          | p.39 | 施策19 疾病予防と健康づくりの推進        | 基本方針②の「保険サービスを手軽に…」なるように、託児所を設けて子育て世代が健診に行きやすいたり、<br>基本方針②サービス提供の充実に、サービス受給率の向上、を入れて欲しいです。                                      | 1、若者・子育て層が健診に行ける取り組みが必要。<br>2、受給希望者のニーズに合っていない提供だけの施策にならないようにするため   |
| 30  | 第1部会        | 基本計画          | P.41 | 施策21 地域医療体制の充実            | ・「基本方針」子育て世代、若者が保健サービス／地域医療を受けられるような取り組み、保健サービス受給率／医療機関受診率の向上を追加。<br>・産科を追加。  | ■世代別、世帯別など、ニーズに応じた保健サービス／地域医療提供、保健サービス／地域医療の周知徹底、保健サービス／地域医療へのアクセス向上が求められる。<br>■安心して出産できる医療機関が不足している。   |
| 31  | 第1部会        | 基本計画          | p.41 | 施策21 地域医療体制の充実            | 基本方針④ 産科も足して欲しいです   | 1.出産できる医療機関の保証がない現状で、安心して八尾で子育てしようと思えないため   |
| 32  | 第2部会        | 基本計画          | P.42 | 施策22 良好的な生活環境の確保・地球環境への貢献 | 森林環境譲与税による里山保全・森林整備の実施と、そのための人材育成（担い手確保）や生物多様性と里山保全の啓発を基本方針に加えるか、もしくはその考え方・意向を明確にしてほしい。   | 1. 里山保全・森林整備を行う団体・活動はありますが、個人の思い・有志によるボランティア精神で成り立っている面があり、組織的に人材育成が現場でもできるように、森林環境譲与税を有効に活用してほしい。<br>2. 施策No.6のように、古墳の保全（特に山林にある所）にも森林環境譲与税を活かしてほしい。<br>3. 上記の整備や保全に携わる方には、何らかの補償（交通費・謝金又は人件費）をして実費分もしくはそれ以上を保障し、持続可能な取り組みになってほしい。 |

| 項目番 | 審議対象<br>部会名 | 対象<br>(構想/計画) | ページ  | 枝項                        | 委員ご意見   | 提案理由  |
|-----|-------------|---------------|------|---------------------------|---|---|
| 33  | 第1部会        | 基本計画          | P.43 | 施策23 つながり・支え合う地域福祉のしくみづくり | ・社会的居場所づくりを追加。<br>・「女性、高齢者、若者、外国人市民、障害者等…」「性、年齢、国籍や民族、障害の有無等に関わらず…」といった文言を追加。   | ■ SDGsの「誰ひとりとして取り残さない」の具体性が必要。  |
| 34  | 第1部会        | 基本計画          | p.43 | 施策23 つながり・支え合う地域福祉のしくみづくり | 基本方針に外国人住民とのつながり、支えあう地域福祉のしくみづくりを進めます。  | 1.八尾市の視点の大事な部分  |
| 35  | 第1部会        | 基本計画          | P.45 | 施策25 障がいのある人への支援の充実       | ○障害者差別解消推進法の根幹の一つである「合理的配慮」の明記は不可欠<br>□・「めざす暮らしの姿」障がいや障がいのある人に対する理解と合理的配慮が促進…（下線部追加）<br>□・「現状と課題」障がいや障がいのある人に対する理解と合理的配慮の促進…（下線部追加）<br>□・「基本方針」障害のある人への理解促進と合理的配慮を推進（下線部追加）<br>○障がいのある人の自己決定の権利が重要<br>□・「めざす暮らしの姿」すべての人が自己決定の権利が保障され、社会参加と自己実現…（下線部追加）<br>□・「現状と課題」理解の促進と権利擁護の推進、障がいのある人の自己決定の権利の保障が課題です。（下線部追加）<br>□・「基本方針」障がいのある人の人権と自己決定の権利が尊重され、（下線部追加）<br>○基本方針に追加。サービスを必要とする人が制度の隙間に入り必要な支援が受けられないとのいう包括的で切れ目のない支援を実施します。   | ■ 障害者差別解消推進法の認知について言及すれば、合理的配慮に言及することは不可欠である。障がい者を理解するだけでなく、合理的配慮の提供が法の根幹をなすものであり、それが地域で共に暮らす社会づくりに重要であるから。<br>■ 障がいのある人への支援の充実のためには、「わたしたちのことを、わたしたち抜きに決めないで」のスローガンに象徴されるように、その過程において障がいのある人の自己決定権が保障される必要がある。<br>■ 年齢、国と地方、地域性、情報へのアクセス、サービス移行時等により、サービス利用に不平等が生まれている実態がある。   |
| 36  | 第1部会        | 基本計画          | p.45 | 施策25 障がいのある人への支援の充実       | ○めざす暮らしの姿<br>障がいや障がいのある人に対する理解（次の文を挿入→と合理的配慮）が促進されることで、障がいの有無に関わらず、すべての人が（次の文を挿入→自己決定の権利が保障され、）社会参加と自己実現を図りながら暮らしています。<br>○現状と課題<br>・[障がい・障がいのある人に対する理解]障害者差別解消法が認知され、障がい者理解（次の文を挿入→と合理的配慮）が社会全体に浸透していく必要があります。<br>○基本方針<br>①障がいのある人（次の文を挿入やその家族）が、住み慣れた地域で、安心して生活できるよう、地域での生活を支えるサービスの提供や相談体制等を充実します。<br>③障害のある人の人権が尊重され、地域社会全体での合理的配慮への理解と取り組みを推進し、当事者の声から社会参加と自己実現を図りながら地域とともに暮らす地域づくりに取り組みます。<br>③障がいのある人の人権が尊重され、社会参加と自己実現を図りながら地域とともに暮らす社会づくりに向けて、障がいのある人への理解促進（次の文を挿入→と合理的配慮）を推進します。<br>④として追加<br>サービスを必要とする人が制度のすきまに入り必要な支援が受けられないとのいう包括的で切れ目のない支援を実施します。<br>○現状と課題<br>・「障がい福祉サービス」に追加 ・ 障がい者の外出を支援するサービスについて、障がい別で不平等な部分があり、解消することが課題です。<br>・「複合的な課題への対応」への追加 ・障がいがあり、障がい福祉サービスを利用しててきた人が、介護保険移行時に、以前と同様に、必要なサービスを受けられるようにすることが課題です。 | 1. 2016年に制定された障害者差別解消法は、障害者当事者が受ける日常生活や社会生活での制限は、障害者に求めるものではなく、障害者に対する十分な配慮なく作られた社会の構造にあるとする「社会モデル」という考え方が採用されています。その上で法律は障害者に対する不当な差別的取り扱いを禁止していること、合理的配慮の提供です。したがって、今後の障害者施策の推進には合理的配慮が意識されなければなりません。<br>2. 上記と同じ<br>3. 障害者の自立にはまだまだ大きな障壁が存在する中で、家族同居世帯も多く、支援サービスの隙間を家族が支えているのが現実です。当事者のみならずその家族を支える視点が必要なため。<br>4. めざす暮らしの姿の提案理由と同じ<br>5. 障害者自身が望む社会参加の実現のために、サービスにあわせるサービスではなく、障害者自身にあわせるサービスが必要なため。<br>6. あくまでも当事者主体<br>7. 現在八尾市では要介護度に応じたの介護保険サービスに、障がい者サービスの併用をして、元のサービス量を確保しようとした場合に、非常に厳しい条件が課せられており、その条件をクリアしないと併用が認められない現状があり、多くの人が、それまで認められていたサービス量を65歳時に減らされるという事態が発生しています。また、介護保険サービスと障がい者サービスの同時利用できることを一般には知られておらず、不利益を我慢している人もいます。<br>8. 視覚障がい者に対応する「同行援護」や、最重度障がい者に対応する「重度訪問介護」など、国が提供するサービスではできる内容が、八尾市が提供するサービス「移動支援」ではできない、という不平等な事態が散見されます。例えば、旅行時の介助について同行援護や重度訪問介護では、宿泊所内の介助が算定できるが、移動支援では算定されないという事例があります。 |

| 項目番 | 審議対象<br>部会名 | 対象<br>(構想/計画) | ページ  | 枝項             | 委員ご意見   | 提案理由  |
|-----|-------------|---------------|------|----------------|---|---|
| 37  | 第1部会        | 基本計画          | P.46 | 施策26 生活困窮者への支援 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「めざす暮らしの姿」生活困窮者支援を通じた地域づくりにより、誰もが地域のなかで尊厳をもって安心して暮らす包摂型社会が実現しています。（追加）</li> <li>・社会的困難を抱えている生活困窮者が社会的に排除されたり孤立したりしないよう包摂する社会関係と居場所が求められます。（追加）</li> <li>・日常生活自立、社会生活自立、経済的自立の観点からの自立支援により、誰もが社会関係と居場所を持ち地域社会の一員として暮らしています。（追加）</li> <li>・自立が経済的自立や就労自立としてのみとらえられないような自立支援が求められます。（追加）</li> <li>・日常生活自立、社会生活自立、経済的自立の観点からの自立支援と包摂型社会の実現のため、社会的企業の育成、就労訓練事業、社会的居場所づくりなど中間的就労の取り組みを推進します。（追加）</li> <li>・すべての子どもと若者が八尾市に住み続けられるような支援の仕組みを構築します。（追加）</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>■生活困窮者自立支援法は地域づくりを重視している。</li> <li>■生活困窮者自立支援法とSDGsを踏まえ、社会的包摂を明記する。</li> <li>■「自立」概念の多義性を抑えておく必要がある。</li> </ul>  |
| 38  | 第1部会        | 基本計画          | p.46 | 施策26 生活困窮者への支援 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現状と課題の中の3つ目、「家庭環境に左右されずに、子どもたちがいきいきと…」とあるが、その相談や支援に『行政・学校・家庭・地域が連携して』と明記が必要</li> <li>・めざす暮らしの姿に・自己責任を押し付けられず、サービスと人が、丁寧なコーディネイトで繋げられる安心社会で、再スタートを切ることができるを追記</li> </ul>   | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 包括的連携の必要性</li> <li>2. 再チャレンジの必要性</li> </ol>   |
| 39  | 第1部会        | 基本計画          | p.46 | 施策26 生活困窮者への支援 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・めざす暮らしの姿に追加           <ul style="list-style-type: none"> <li>①生活困窮者支援を通じた地域づくりにより、誰もが地域のなかで尊厳をもって安心して暮らす包摂型社会が実現しています。</li> <li>②日常生活自立、社会生活自立、経済的自立の観点からの自立支援により、誰もが社会関係と居場所を持ち地域社会の一員として暮らしています。</li> <li>③めざす暮らしの姿・自己責任を押し付けられず、サービスと人が、丁寧なコーディネイトで繋げられる安心社会で、再スタートを切ることができるを追記</li> </ul> </li> <li>・現状と課題について           <ul style="list-style-type: none"> <li>①現状と課題の中の3つ目、「家庭環境に左右されずに、子どもたちがいきいきと…」とあるが、その相談や支援に『行政・学校・家庭・地域が連携して』と明記が必要</li> <li>②生活困窮者自立支援法では、単に経済的自立だけを目的としているわけではなく、本人にあった（望む）自立の形態（日常生活自立、社会的自立）によって社会との関わり、参加につながることが必要とされています。</li> </ul> </li> <li>・[生活困窮者支援]に追加           <ul style="list-style-type: none"> <li>①自立が経済的自立や就労自立としてのみ捉えられないような自立支援が求められます。</li> </ul> </li> <li>・基本方針④として追加           <ul style="list-style-type: none"> <li>日常生活自立、社会生活自立、経済的自立の観点からの自立支援と包摂型社会の実現のため、社会的企業の育成、就労訓練事業、社会的居場所づくりなど中間的就労の取り組みを推進します。</li> </ul> </li> <li>・基本方針⑤として追加           <ul style="list-style-type: none"> <li>一般企業の就職体験、研修の機会を増やす。</li> </ul> </li> <li>・基本方針⑥として追加           <ul style="list-style-type: none"> <li>すべての子どもたちや若者が八尾で将来に希望が持てるような支援の仕組みを構築します。</li> </ul> </li> </ul> | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 生活困窮者自立支援法では、生活困窮者の自立と尊厳が確保され、その支援を通じた地域づくりが目標とされています。生活困窮者を一方的に支援する関係ではなく、相互に支えあう地域の構築がうたわれており、それは包摂型社会の実現であると考えるため。</li> <li>2. 生活困窮者自立支援法では、単に経済的自立だけを目的としているわけではなく、本人にあった（望む）自立の形態（日常生活自立、社会的自立）によって社会との関わり、参加につながることが必要とされています。</li> <li>3. 要支援対象者は、例えば就労によって経済自立が実現したとしても、職場内の人間関係等によって辞めざるをえない事例が存在します。またぞろ孤立化し社会から排除されないためにも、継続して見守る場となる「居場所」の存在は重要であるため。</li> <li>4. めざす暮らしの姿の追加②での提案理由と同じ。</li> <li>5. 生活困窮者自立支援法では、就労訓練事業、社会的居場所づくりなど中間的就労の取り組みの推進が制度化されており、そのことも明記すべき。その上でその事業をより広めるために受入る社会的企業の育成は重要である。</li> <li>6. 社会的孤立や排除によって、自己肯定感や自尊感情を喪失し、社会から孤立してしまう人たちを生み出さないためにも、できるだけ早い段階での早期支援が必要です。</li> <li>7. 包括的連携の必要性</li> <li>8. 再チャレンジの必要性</li> </ol> |